

# 会報 かねがさき

## 新型コロナウイルス感染症対策特別号

発行所  
金ヶ崎町商工会  
金ヶ崎町西根伊勢分 23-5  
TEL : 0197-42-2710  
FAX : 0197-42-2713  
https://www.shokokai.com/  
kanegasaki/

第171号

令和2年5月1日発行

会長あいさつ



会長 菊地清晴

日頃、当会事業の推進にあたりましては、特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大が、会員の皆様に対して深刻な影響を及ぼしており大変心配しております。その影響は、規模の大小や業種に関わらず広がっており、多くの皆様が苦境に立たされている状況にあります。

当会では、この難局を乗り越えるため、役員一丸となり対応して参りますので、お気軽にご相談ください。

■事業継続と雇用維持への支援  
まずは、個別の支援策として国・県・町から多数の支援制度が矢継ぎ早に講じられていること

から、情報を整理し、迅速かつ的確な提案ができるよう日々対応を行ってまいります。

### ■通常総会は書面決議で

例年5月に開催している通常総会は、会員一堂に会しての開催が難しい状況から、書面での決議としました。総会議案と同封の書面決議書の返送にご協力をお願いいたします。なお、電子メールでの返信も可能です。当会ホームページをご覧ください。

### ■不織布マスクを配布

現在、感染防止用マスクの入手が困難であることを踏まえ、岩手県商工会連合会を通じ不織布マスクを調達、全会員に一箱（50枚入）ずつ配布することといたしました。配布は5月下旬の予定です。備蓄用として活用ください。

最後に、皆様と共にこの新型コロナウイルスに打ち勝つこと、一日も早い終息と皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

## 「雇用調整助成金」個別相談会の開催について

「雇用調整助成金」とは、景気悪化などで事業活動を縮小せざるを得ない企業が、従業員を一時的に休業させるなどして、雇用の維持を図る際に企業が支払う休業手当等を国が助成する制度です。

商工会では、新型コロナウイルス感染症対策として雇用調整助成金の制度内容や申請手続き、その他労務に関する個別の相談会を開催することといたしました。

雇用調整助成金の支給申請等を検討されている事業所は、ぜひこの機会をご活用ください。

■日時 令和2年5月14日(木) 午前10時～午後4時

※相談は1社あたり30分程度でお願いします。

■場所 金ヶ崎町商工会 研修室

■講師 かわり社会保険労務士事務所 菅原 かわり 氏(奥州市)

■お問合せ先 担当: 齊藤 & 臼井 (TEL: 42-2710 FAX: 42-2713)

今こそ地元金融機関へ

相談を「

商工会では、3月初旬から新型コロナウイルス感染症の影響により、実質無利子の特別貸付等に関する相談が増えています。

日本政策金融公庫一関支店の報告では、昨今のマスク報道もあつて事業所からの相談が激増し、相談・申込審査・入金手続など一連の対応には大変時間を要する混雑状況となつていくといふことになっていきます。

こうした状況を改善するため、今後は民間金融機関でも手厚い支援を受けることが可能となります。

ぜひ町内金融機関へご相談ください。

## 岩手銀行 金ケ崎支店

このたびの新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当行では、事業者の皆様を多面的に支援する専門対策チームを立ち上げた他、金ケ崎支店においては経営相談窓口を設置し、資金ニーズやご返済に関するご相談を随時承っております。特にも新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている事業者様の資金ニーズに對しまして特別融資制度および制度融資（金ケ崎町独自の支援制度等）の取扱いを行っておりますので、まずはお電話等にてお気軽にご相談ください。

またご来店の際は、お客様の感染防止のため、ご来店時のマスク着用にご協力をお願い申し上げます。

当行は今後も新型コロナウイルス感染症拡大による地域経済や社会への影響を考慮し、その軽減・抑止に向けた各種対応を検討・実施して参りますので、皆様のご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■お問合せ先

岩手銀行金ケ崎支店

☎0197(42)3101(藤井・立花)

## 北日本銀行 金ケ崎支店

この度の新型コロナウイルス感染症により影響を受けている皆様につきまして、心よりお見舞い申し上げます。

北日本銀行金ケ崎支店では、新たにコロナウイルス感染症相談窓口を設置し、中小企業経営者様からの各種相談を受け付けております。

金融・本業・経営全般・その他新型コロナウイルス感染症に関するものであれば何でもお気軽にご相談ください。よう宜しくお願い致します。

民間金融機関での無利子融資が5月以降に制度決定し申込開始予定となります。現時点での相談件数は思いのほか多くない状況にあります。資金繰り支援はもとより既往借入の条件変更などのご相談にもスピード感を持って対応させていただきます。

また北日本銀行では、新型コロナウイルス感染症拡大による被害への対応を強化するため、地域経済支援チームを設置し本部と連携してお客様への支援を継続していく方針です。

対応時間は平日9時～15時。予約は不要ですが電話をいただいた方は優先させていただきます。

☎0197(44)4766

## 水沢信用金庫 金ケ崎支店

新型コロナウイルス感染症「発生により、影響を受けている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

現段階では、混雑までには至っておりませんが、さらなる感染拡大及び事態の長期化によつては相談件数も増加していくものと思われまふ。

今般の感染症発生により、影響をうけているお客様のニーズに對し特別融資制度や5月から開始予定である実質無利子での新規融資、また既往借入の返済条件の変更に関する相談に、迅速かつ適切に対応して参りますので、左記、相談窓口にお気軽に号相談ください。

相談窓口設置期間》

◎令和2年3月16日～

令和3年3月31日

設置場所／時間等》

◎金ケ崎支店 融資窓口担当者

平日9時～17時 ☎0197(44)5400

◎みずしん金融相談窓口

(本店融資部企業支援課)

平日9時～17時 ☎0197(23)5197

◎本店休日ローン相談窓口

日曜9時～13時 ☎0197(23)5191

(但しGW中は15時迄)

# 金ヶ崎町

町では、過日の新聞掲載記事のとおり、県の新型コロナウイルス感染症対策資金を借りた事業者に利子補給と保証料の補助を行う方針です。この他にも町と商工会は、今後も連携を強め町内事業所を支援していきます。

■町内商工業者向け相談窓口  
事業者の方からの相談内容に応じて、支援制度や各専門窓口の紹介等を行っています。

また、セーフティネット保証や危機関連保証の認定申請の受付・認定も商工観光課で行っています。

●対象者 町内商工業者

●受付内容 新型コロナウイルス感染症の影響による相談全般

●受付時間 平日 午前9時から午後5時

●相談窓口

金ヶ崎町役場商工観光課内

☎0197(42)2111

# 青年部

青年部では、新型コロナウイルス感染症について、青年部事業者のテイクアウト情報共有化、テイクアウトメニュー表の作成支援、部内アンケートを実施しました。また、部内でもオンラインによる会議の実施に向けて動いているところです。

特にも部内アンケートでは、現在の商工業者の生の

声を届けるべく実施しました。テイクアウト情報は、部員事業所の売上向上のため、集めた情報を発信するなど役立てていきたいと考えております。



作成支援で作成したメニュー表

# 女性部

4月30日、商工会女性部では、地域貢献の一環として、父兄の方々が子供のマスク不足で困っているとの声を聞いたことから、金ヶ崎中学校にマスク500枚を寄贈しました。



左から 高橋広明校長、小林華歩生徒会長、生方璃央菜保体委員長、平紀子部長、高橋すぎ子副部長、佐々木陽子副部長

# 商業サービス業部会

4月17日(金)に合同部会を開催致しました。新型コロナウイルス感染症による影響で苦しい経営を強いられている皆様、特に飲食関係の部会員事業所に早急に支援すべく、刷新した商工会ホームページ内に「テイクアウト・出前のできるお店マップ」を掲示致しました。地元紙にも記事掲載して頂きました。提供頂いた情報は随時更新して参ります。



令和2年4月28日岩手日日掲載

# 工業部会

4月16日(木)に部会役員会を開催致しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からテレワーク導入が課題となっており、取組みが急務となつております。そのため、今年度の講習会テーマとして取り上げることにし、リコージャパン㈱からテレビ会議のデモと説明を受けました。まずは、役員会をオンラインで実施していく予定です。



部会役員会でテレビ会議を受ける参加者



5月1日（金）商工会は、新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援に関する緊急要望書を町に提出いたしました。要望内容については次のとおりです。

**喫緊の課題**

- ① 地方税の減免等弾力的な運用
- ② 事業継続に資する独自の給付金制度の創設

- ③ 迅速な融資の実行に向けた金融機関との連携強化

- ④ 雇用調整助成金の円滑な申請による利用促進

- ⑤ 特に甚大な影響を受けた業種への集中的な支援

**持続的経営に向けた課題**

- ① 感染者発生時の円滑な対応支援
- ② 小規模事業者持続化補助金採択者への上乘せ補助

**収束を見据えた課題**

- ① 公共工事、物販、役務等における工期・納期の配慮
- ② 旅行や飲食、イベント等の需要を喚起する支援策の実施

# 持続化給付金

## に関するお知らせ

### 持続化給付金とは

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の円滑な継続を目指すため、**事業全般に広く使える給付金**を支給されます。

### 給付額

法人は最大 200 万円、個人事業者は最大 100 万円

※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分が上限です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者であることが条件の一つです。詳細は、商工会までご相談ください。

### 給付対象

資本金10億円以上の大企業を除く、中堅・中小法人、個人事業者が対象  
医療法人、農業法人、NPO法人についても幅広く対象となります。

### 計算例

計算式：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12カ月）

■2019年の総売上 400 万円で、月別の売上が下記の個人事業主の場合

	1月	2月	3月	12月
2019年	30万	20万	30万	60万
2020年	25万	15万	20万	30万
前年同月比	約17%減	25%減	約33%減	50%減

・対象月 12月  
400万 - (30万×12カ月)  
= 400万 - 360万 = 40万  
計算式により40万円の支給となる。

### 申請期間

令和2年5月1日～令和3年1月15日24時まで

### 必要書類

- ① 2019 年（法人は前事業年度）確定申告書類
- ② 売上減少となった月の売上台帳の写し
- ③ 通帳写し
- ④（個人事業者のみなさま）身分証明書写し

### 申請方法

持続化給付金の申請用HPからの電子申請となります。

詳細につきましては商工会までご相談ください。